

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3章 監査の結果及び意見</p> <p>2. 住宅都市局所管施設について</p> <p>(2) 市営住宅のソフト面の課題</p> <p>③ 特定目的住宅への住宅変更について【意見22】</p> <p>住宅変更については、公営住宅法施行令第5条第3項、神戸市営住宅条例第14条第1項第7号及び住宅変更の基準で定められており、神戸市は、エレベーターのない住宅の入居者で、身体の障害・高齢・病気等のため階段の昇降が困難な場合に、低層階（1～2階）への住宅変更を実施している。</p> <p>しかし、神戸市が認める住宅変更は、一般住宅から一般住宅への変更のみであり、特定目的住宅については、神戸市が設定した要件を入居者が満たしていなければ、一般住宅から特定目的住宅への変更は認められていない。</p> <p>ここで山の街は、全31棟のうち30棟にエレベーターがなく、高齢者にとっては昇降が困難な住宅であるが、1階部分の多くが障がい者向け特定住宅（216戸のうち、障がい者向け特定目的住宅が158戸）となっている。そのため高齢者が、高層階から低層階への住宅変更を希望しても、障がい者向け特定目的住宅であることを理由に、住宅変更が認められにくい状況にある。</p> <p>山の街は、空室率も39%と高く、その立地の悪さと築年の古さから、随時募集をかけても応募がない状況にある（1階部分216戸中、募集中の空室は35戸）。そのような状況で、特定目的住宅という理由で低層階（1～2階）の空室に住宅変更できないことは不合理と考える。</p> <p>この点、神戸市は、包括外部監査の過程での協議を受け対策が必要と判断し、山の街住宅に限り、高齢者対策のモデル団地として、一般住宅から特定目的住宅への住宅変更を認めることとし、運用を開始している。</p> <p>当該施策が有効であれば、山の街に類似する他団地での運用も期待される。</p>	<p>平成29年度・30年度と2カ年度に亘り、山の街住宅の状況を検証した結果、運用開始後、住宅変更の実績が無いため、当該運用の必要性は認められない。このため当該措置を廃止とする。</p> <p>なお、住宅変更の基準で定められている、エレベーターのない住宅の入居者で、身体の障害・高齢・病気等のために階段の昇降が困難な場合には、低層階（1～2階）への住宅変更は実施を行っていく。（住宅都市局）</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>3. 教育委員会事務局の所管施設について (1) 博物館・小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館 ⑤監査の結果または意見 ホ. 施設運営のPDCAサイクル（小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館）【意見34】</p> <p>小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館については、事業運営に関する自己評価・外部評価の体制が整っていないが、神戸ゆかりの美術館については、教育委員会に移管されてから、特別展の実施により、入館者数が増加に転じている。</p> <p>一方で、小磯記念美術館について、入館者数が減少傾向で推移しており、収入金額についても減少傾向をたどっている。</p> <p>例えば、事業の目標として小磯良平氏およびゆかりの画家の優れた作品を多くの市民に鑑賞してもらうことであれば、目標設定の一つとして、小中学校の児童・生徒に芸術に触れる機会を与える学校連携授業を増やすといった目標を設定することができ、そういった目標・設定を持ってPDCAサイクルが機能するように運営を行うべきである。</p> <p>したがって、早急に施設の使命に適合した具体的な活動目標と成果指標を策定の上、運営していく体制を構築することが必要である。</p>	<p>平成30年度の小磯記念美術館協議会では、29年度の確認した案を基に自己評価・外部評価の体制構築を進め、事業項目毎の目標を確認し、PDCAサイクルを機能させるための仕組みを構築した。</p> <p>現在、事業点検チェックシートに基づき30年度事業の事業について確認し、30年度決算が出る頃には、小磯記念美術館協議会の場で30年度事業の外部評価を実施することとしている。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>ヘ. 小磯記念美術館における特別展の収支管理について【意見35】</p> <p>3年間の特別展8回についてすべて赤字予算であり、そのうち6回については、予算を上回る赤字となっている。特別展については、収支ゼロを目標とすべきものであるが、入場料収入等の歳入が厳しく収支ゼロ予算を見込むことができない状況であるが、歳入予算については、達成に向けた取組を行っていることが必須となるにもかかわらず、すべての特別展で未達成となっており、予算の50%に至っていない特別展が3回もあることから、市民負担を減らすよう更なる努力が必要である。</p>	<p>平成30年度の小磯記念美術館協議会の場において、PDCAサイクルを機能させるための仕組みを構築した。</p> <p>現在、事業点検チェックシートに基づき30年度事業の事業について確認し、30年度決算が出る頃には、小磯記念美術館協議会の場で30年度事業の外部評価を実施することとしている。 (教育委員会事務局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>4. 市民参画推進局の所管施設について (4) 区民センター ⑥監査の結果または意見 イ. 建物の損傷【意見71】 須磨区民センターにおいて雨漏りが発生していることは所管部局である市民参画推進局においても認識しているが、3年前に大規模修繕を行っている経緯があるほか、雨漏りは気象の状況等により、発生状況が異なるなど原因究明が非常に難しいということなどから、現在は随時小修繕にて対応していく方針としている。また、漏水問題の重要性は認知しているものの、須磨区民センターよりも老朽化の進んでいる施設や、外壁劣化等より早急に対応の必要な施設があり、限られた予算の中、使用危険度が高い施設、長寿命化対策の観点から急を要する施設を優先的に予算申請しているのが現状である。</p> <p>これについて、行財政局では建物の維持・延命のための修繕については優先的に予算を割り当てる方針としているものの、予算申請においても、これらの修繕について全て予算が付くわけではないのが実態であるが、公共施設を65年まで延命するという神戸市のアクションプランに従った予算要求がされないことにより、結果として雨漏りへの対応が適時に行われていない結果となっている。</p> <p>雨漏りは躯体の長寿命化に悪影響を与えると考えられるため、計画的に予算申請を行う必要がある。</p>	<p>区民センターの躯体や電気等の設備に不具合が生じた際は、指定管理者から報告を受け、その都度状況の把握に努めるとともに、小修繕で対応を行ってきているところであるが、指定管理者に対して、雨漏りの有無等、施設の状況をあらためて調査し、その結果を踏まえて、営繕部局とも協議しながら、計画的な予算要求を行っていく。</p> <p>なお、須磨区民センターにおいては、平成30～31年度に屋上防水工事を実施している。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>7. 経済観光局の所管施設について (2) 産業振興センター イ. 踏入率による利用率の把握について【指摘2】 産業振興センターの会議室、ホール等の利用率について、利用件数/利用可能枠数で算出した実利用率ではなく、利用日数/開館日数で算出したいわゆる踏入率により指定管理者の運用評価が行われている。平成22年度の包括外部監査においても指摘されているように、踏入率は利用状況の実態を表しているとはいえ、見せかけの利用率を開示することに繋がっており、早急に是正すべきであるとともに、指定管理者が提案してくる利用率においても実利用率による目標提案を行うよう徹底する必要がある。</p>	<p>平成29年度実績から実利用率により運営評価を行っている。 (経済観光局)</p>	措置済
<p>8. 市民講座の展開について (2) あじさい講座 ⑤監査の結果または意見 ロ. あじさい講座の受講状況について【意見102】 婦人会館で実施される「あじさい講座」、区民センター等で実施されている「あじさい講座」の講座ごとの受講者数を確認したところ、一回あたりの受講者数が少数の講座が散見される。「あじさい講座」に利用している貸館等の施設利用料については、実質的に市が負担しているが、受講者は少数となっており、受益者負担の観点から、公平性に問題があるものと思われる。</p>	<p>措置方針に基づき、より多くの受講者が得られるよう講座の企画を受講者ニーズにより合致するよう見直し、参加者が少なかった講座は回数を極力減らすよう改めた。</p> <p>その結果、学校での取り組みを見据えた親子対象のイングリッシュカフェやロボットプログラミング教室、超高齢社会への対応を意識した地域の担い手育成であるファミリーサポート講習会等</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	の開催では、多くの参加者が得られている。 (教育委員会事務局)	